

民主主義・立憲主義・平和主義

——憲法に自衛隊を明記するとはどういうことか

石川健治

0

本稿の基になった、全国憲法研究会憲法問題特別委員会の第5回公開シンポジウム「憲法改正と民主主義を考える」(2018年6月2日、於：専修大学)に登壇するよう求められたのは、同年の1月末日であった。

前年5月3日、安倍首相が憲法改正を求める集会に「9条1項、2項は残しつつ、自衛隊を明文で書き込む考え方は国民的な議論に値する」というビデオメッセージを寄せて以来、スピード感を売り物にする官邸中心の権力構造の下で、憲法改正が現実味を帯び始めた。提案当初から7月くらいまでは、北朝鮮が日本に向けてミサイルの発射実験を繰り返す情勢であり、8月上旬からは、もはや日本が眼中にない北朝鮮とアメリカとの間のチキンレースの様相を呈するようになった。

ところが、本稿筆者がオファーを受けた直後の平昌冬季オリンピックを契機に、今度は一転して融和ムードとなって、朝鮮半島における2度の南北会談が実現し、本シンポジウムの10日後にあたる2018年6月12日には、史上初の米朝首脳会談が行われる運びとなった。他方で、国内政治においては、安倍首相の国会発言にあわせた、近畿財務局における大規模な文書改竄行為が明るみに出て、いわゆる森友問題が春先から再燃した。担当職員の自殺という悲劇があり、財務事務次官のセクハラ・スキャンダルも加わって、もはや改憲問題どころではなくなったなかで当日を迎えた。

シンポジウム当日から現在に至るまでの間にも、米中の経済戦争、日韓関係の緊張をはじめとする、内外の大きな情勢変化があり、この1年間、本稿筆者は「安全保障環境の激変」に翻弄された格好である。しかし、そうした時勢に対応した「仮言的な」安全保障議論ではなく、「定言的な」平和主義論を維持することの重要性を説いた本稿は、幸いにして論旨を一貫させることができたと考えている。

1

日本国憲法第9条が不戦条約を下敷きに行っていることは、その文言からみて明らかであり、その背景にある戦間期ヨーロッパにおける平和主義論議と、実は深いところで直結している。喧伝される日本国憲法の国際協調主義も、まずはドイツ外相シュトレゼマンの国際協調外交にまで遡るべきもので、それが、英仏独伊白の5ヶ国における地域的集団安全保障体制を含む、ロカルノ条約を1925年12月に成立させていた。そのうえに立ち、アメリカ国務長官ケロッグとフランス外相ブリアンの尽力で、1928年8月にパリで署名されたのが、いわゆる不戦条約(ケロッグ=ブリアン条約)である。日本は、中国進出を図る田中義一内閣のもとで緊張を抱えていたものの、1929年6月、同条約に批准した。

戦間期平和主義の象徴ともいえる国際連盟においては、早速この不戦条約を国際連盟規約に編入すべく、規約改正問題が立ち上がった。すなわち、29年9月の第10回連盟総会において、武力による紛争解決の余地を残した連盟規約16条を改正して、不戦条約に「調和」させよう、という提案がなされたのである。しかし、議論も佳境に入った1931年9月18日、第12回総会のさなかに奉天近郊の柳条湖付近で南満州鉄道の線路が爆破され、これを機に満洲事変が勃発したため、規約改正論議は頓挫してしまう。その後、日本が国際連盟を脱退するまでの経緯は、周知の通りである。

連盟設立時には新渡戸稲造を事務次長として送り込み、常任理事国として世界の平和主義におけるリーダー国の1つだったはずの日本が、不戦条約にあわせた国際連盟改革の流れを、自ら潰してしまった。このあっけないほどの転落の歴史を、現代の9条論議は踏まえる必要があるであろう。

2

第一次大戦前には主流だった攻守「同盟」は、仮

想敵に対する抑止力に依存した、権力政治モデルの平和政策である。それまで戦争が絶えなかったヨーロッパに、比較的長期の平和をもたらすことに成功したが、仮想敵との戦争の可能性を常に潜在させていた。そのため、実際に戦争になってみると、逆に「同盟」が理由で各国が戦争に巻き込まれ、戦火が地球大に拡大して、ついには未曾有の世界大戦に発展したのであった。この、人類が経験したことのない惨禍への反省に立って、特定の「敵」を想定せずに、協力して安全を保障する政策(「安全保障」政策)¹⁾が、国際社会を構成する多数の国家によって採用されることになった。同盟政策時代に2度にわたって開催され、戦時中も模索された第3回ハーグ平和会議の開催という形式をあえて採らなかった理由は、そこにある²⁾。ジュネーブに場所を移し、その名も国際連盟(league of nations)と改めた。フランスでは諸国民の組合(Société des Nations)、ドイツでは諸国民の連合(Völkerbund)として、それは受け止められた。

それが、ケーニヒスベルクの哲人、イマヌエル・カントが1795年に発表した『永遠平和のために』の構想に酷似していたのは、偶然ではない³⁾。権力政治モデルに替わる、新しいモデルによる平和政策が、そこでは模索されていたからである。それによれば、国家という法社会の上には、複数国家からなる国際社会という法社会があり、そのうえに世界市民的全体としての法社会が構想される。それら各レベルの法社会を基盤として、国家法・国際法・世界市民法が三層構造をなして成立する。

永遠平和のための必要条件となるのは、まず根源的契約に基づく法社会としての国家が、自由と権力分立に配慮した共和制であることである。ここに共和制とは、民主的独裁・多数者専制を警戒しての謂いであって、現在の感覚でいえば「立憲主義」に相当する。(共和制・対・独裁制)は、君主政・民主政の双方についてあてはまる、統治形式上の区別である。かかる共和制のもとで確立された合法的強制力のみが、抗争する自由を適切に抑制できるのである。

他方で、西欧列強の植民地獲得競争への批判を背景に、世界市民的な全体社会が構想される。そこでは、侵略や植民地化への野心ではなく、普遍的な人

道性(人類性)を基盤としつつ、外国人を「敵」として排除せずに、市民たちが相互に訪問し合う、そうした世界生活が営まれるのでなければならない。国家レベルで成立した合法的強制力は、私的な野心から相手の不利を図りかねない国家をも包摂する、そうした世界市民的全体を必要とする。

それらのなかにおいて、国際社会は、単一の世界国家としてではなく、自由な諸国家からなる平和のための連合体としてあるべきだ、とされていた。国際連盟は、この枠組のもとに理解されることが、多かったわけである。その点で、ごく早い段階からカント平和論に関心を抱き、1915年段階では『永遠平和のために』に基づく論陣を張るようになっていた哲學家・朝永三十郎の存在は、注目に値する。朝永は、1916年の『近世における「我」の自覚史』で、吉野作造の民本主義や佐々木惣一の立憲主義に援護射撃を行ったのであったが⁴⁾、1922年には『カントの平和論』を世に問うて、平和主義の思想潮流に大きく貢献した⁵⁾。

条約のパロディー形式で機構論を中心に語る『永遠平和のために』については、カント自身が「道徳の形而上学」における体系的な位置づけを行わないまま世を去ったため⁶⁾、評価は分かれていた。特に当時の新カント派には、カントが必ずしも自らの批判哲学を徹底できずに自然法論に流れた、残念な作品として『永遠平和のために』をみる風潮も強かった。それだけに、カント「道徳の形而上学」の立場から、とりわけ国際連盟論を(世界国家にかわる消極的代用品としてでなく)積極的に位置づけようとした朝永の先見性には、特筆すべきものがある。とりわけ、如上の三層構造における法社会とのかかわりから、近代的自我における国際関係認識の構造理解を刷新したのは、重要な仕事であった⁷⁾。

たとえば、憲法学者の佐々木惣一は、1951年に朝永がこの世を去った機会に、はじめて彼の『カントの平和論』に親しむようになったのであったが、自衛戦争合憲論の立場から通説的な9条論を激しく攻撃していた佐々木の論調に、それ以降明らかな変化が生じ始める。名著『日本国憲法論』(改訂版1952年、改訂補正版1954年)においては、国家と国際社会の二層構造として法社会を捉えていたのであった

1) 参照、祖川武夫「国際調停の性格について」同『国際法と戦争違法化』(信山社、2004年)49頁以下、64頁注(4)。

2) Vgl. H. Wehberg, Warum wurde 1919 das Haager Werk nicht fortgesetzt, sondern der Völkerbund begründet?, Die Friedenswarte 33, 1933, S. 7ff.

3) Vgl. I. Kant, Zum ewigen Frieden—ein philosophischer Entwurf, 1795, in: A. Buchenau/ E. Cassirer/ B. Kellermann (Hrsg.), Schriften von 1790-1796, Immanuel Kants Werke, Band VI, 1914, S. 427ff.

4) 参照、石川健治「解説」佐々木惣一『立憲非立憲』(講談社学術文庫、2016年)223頁以下。

5) 戦前における研究水準のなかで、朝永三十郎『カントの平和論』(初版、改造社、1922年)と南原繁「カントに於ける世界秩序の理念」同『国家と宗教』(岩波書店、1942年)127頁以下、は群を抜く業績であった。

6) 参照、山根雄一郎「平和の形而上学——『永遠平和のために』の批判哲学的基底」同『カント哲学の射程——啓蒙・平和・共生』(風行社、2011年)111頁以下。

が、1955年に同志社大学で行われた憲法教養講座「日本国民の世界生活と日本憲法」では、「個人として営む世界生活」を「人類普遍の原理」を基盤とする「直接世界生活」の概念によって捉えるようになり、世界認識が国家生活・国際的世界生活・直接世界生活という三層構造に刷新されている⁷⁾。

かねて佐々木は、立憲政治を実現するには、国家機関のみならず一般の国民もまた、政治が自己の責任に帰するものだという観念をもたねばならない、と説いていた⁸⁾。この立場を延長すると、人間の共同生活のあり方の1つとして——国民としての「国家生活」とは別に——「世界生活」をも認める以上、立憲政治における「国家生活」上の責任論と併行して、「世界生活」の進歩に対する人間の責務が、以下の通りに主題化されなくてはならない。

世界における人間は、「人類普遍の原理」を基盤として、直接に接触して共同生活を営むのであり、これを「直接世界生活」と呼ぶことにすると、人間の世界生活はこの直接世界生活が基本になっている。しかし、世界の人間が、一定の範囲において国家をなし、この国家と国家との接触を通じて、世界生活をなすことも考えられる。人間の世界生活は、そうした国際生活としても行われるのであって、これを「国家を媒介とする世界生活」あるいは「国際的世界生活」と呼ぶことが出来る。

今日においてはなお、世界生活の多くの局面でひとびとは、「世界生活人」としてよりは「日本国民」として、「日本国家」を媒介とした世界生活をなしている。そうすると、国際的世界生活が、それとして日本国憲法の規律を受けるのはもちろんのこと、直接世界生活といえども、日本国の国家生活と無関係（法的には「日本国憲法」と無関係irrelevant）というわけにはゆかず、日本国憲法の支配を離れては行われぬ。如上の講演の終章として、「世界生活と国家生活のつながり」を論じた佐々木は、「正しい世界生活の基盤としての国家生活」〈個々国民の人間的存在の保障〉〈国家の平和的發展への努力〉の3つの柱を立てて論じている。

3

このようにして立憲主義者としての佐々木は、遺された著書を通じて、平和主義者としての朝永と再

び出会ったのであった。佐々木は、京都大学法学会の依頼で、1958年6月12日に「世界進歩に対する日本国民の責務と日本国憲法」と題して講演を行い、その速記録が同名の論文として、雑誌『世界』の59年1月号に掲載された¹⁰⁾。この、学者人生における最後の論文の主題は、憲法9条である。「戦争をなす、またはなさないということ、この行動自身は世界生活自身に属する行動」であって、「この憲法が制定公布せられた当初においては」、「私自身も実は」「こういう条項を憲法中に設けるといふことの意味がわからなかった」と告白し、けれども「いろいろ考えてみるとよくわかるのです」として、かつての「浅薄な考え方」を自己批判しつつ、概要次のようなことを述べている。

第1に、国民の「世界生活そのものを憲法が規定することはむろん理論上許されなければ、世界生活について日本国民がいかなる態度をとるかということ、」「国法たる憲法で規定して少しもかまわない」。第2に、戦争放棄の規定は、「世界の生活の理想」「が日本の国法において、まず現実、具体的に示されたということ」であって、「決して日本だけが守るべき規定ではなく、他の国々に対しても戦争放棄という意味を、理想を、進んでは実際上の行動をとるように日本は働きかけるべきだ、ということを宣言しているのであり」、そこに「世界生活理想に対する日本国民の憲法上の責務」が発生する。第3に、「戦争放棄というものを——軍備の縮小ということをも含めて——世界において現実のものにするためには、「わが国の政府および国会議員諸君は、」「世界の他の国々も戦争の放棄を法律で規定するなり、あるいは戦争放棄のための具体的行動に出さしめるよう、積極的に行動することを義務づけられている」。

「誤解を避けるために一言すれば、」「この規定により我国(ママ)は自衛のための戦争はこれを放棄しているわけではありません」としつつも、最晩年の佐々木は、グローバル・ジャスティスの実定化として憲法9条を捉える視点を採用し、「それは法的には他の国には求めることはできないのでありますけれども——とにかく一国の意思として世界の人人々に向けて公に告げたもの」であって、そこから「世界生活理想に対する」「憲法上の責務」を、国家機関のみ

ならず一般国民に対しても、引き出したのであった。

そこにいう憲法上の責務は、感性的な刺激や誘惑に左右される人間という存在者には「命令形式」によって与えられるほかないが、カント→朝永→佐々木と受け継がれた命法は、安全保障環境の変化に左右される「仮言命法」ではない。性質上「仮言的」たらざるを得ない安全保障論議に対して、それを枠づける形式としてのア・プリオリな道徳法則、すなわち「定言命法」であることが、意識されている点が重要である。

1950年の講演で、「書生論といってもあなどれませんよ」と佐々木が豪語する背景には、環境の変化や「感情的な言葉」に左右されることのない——そして、経験に先立つという意味で、純粋な——純粋実践理性によるア・プリオリな要請がある。そのようにして、権力政治は、国家生活における立憲主義に加えて、世界生活における平和主義によっても、掣肘されるのである。

アイディアリズムやユートピアニズムの色彩が顕著であるにもかかわらず、そうした言説が広汎に支持された背景には、悲惨な戦争体験と、そこでの惨禍や罪科を埋め合わせようとする意識下の補償作用とが、もちろん働いていたに相違ない。しかし、アメリカやソ連の帝国主義、あるいは近時の安易なグローバリズムの波に乗って増殖しようとする権力政治の論理に対して、今日なお、それを阻むだけの言説の強度が、そこにはあったわけである。

それでは、国家生活や（国際的世界生活を含む）世界生活とは区別された、「国際生活」それ自体のレベルにおいて憲法9条がもつ規範的な意味は、何だろうか。この点、カントの実践哲学は、平和のための国家連合という集団安全保障の体制を選択した。「敵」を想定した権力政治を、ここでも締め出したのである。これを補助線として考えた場合、憲法9条は、この水準においては、「敵」を想定した同盟政策の排除を意味している、といつてよいだろう。

さらに、それを補強する意味で、9条のもつ精神的背景をも、あわせて指摘しておく必要がある。同盟政策がもたらした第一次大戦の惨禍を踏まえた、集団安全保障体制としての国際連盟において、立派に常任理事国の重責を果たしてきたにもかかわらず、日本は満洲事変によって連盟からの脱退を余儀なくされ、泥沼の対中戦争のなかで、独伊との同盟政策に復帰する。そうした経緯の帰結が対米開戦と敗戦であったわけで、国際生活の平面で憲法9条のもつ精神的な意味は、同盟政策の禁止と集団安全保障

政策への復帰であった、と解するのが自然である。

ここでは立ち入らないが、そうした意味で、同盟政策の国連憲章上の通り名である集団の自衛権の行使を容認して、日米二国間の「安全保障」条約を名実ともに日米「同盟」として完成させる憲法9条「解釈」は、従来の法内容的な9条論議とは質的に違って、超・法内容的限界の1つとしての「論理的限界」を突破するものであった¹¹⁾。そして、憲法9条が国家生活・国際生活・世界生活のそれぞれの水準で有する規範的意味のうち、国際生活に向けたそれは、憲法96条の改正手続を経ないままillegitimateな仕方では破壊されて、今日に至っているわけである。

4

ここで時計の針を戦間期まで巻き戻すと、そうした平和主義のトレンドに対して、強力に反対の論陣を張るものも存在した。ひとりには『政治的なものの概念』（初出1927年）のカール・シュミット¹²⁾、いまひとりには『永遠平和のために』（1930年）のモオル・チュラ（ユリウス・モオル）¹³⁾。いずれも、ヨーロッパの戦後レジームに対し、被害者意識をもつ地域出身の学者である。

ドイツ人シュミットが、ヴェルサイユ条約に対する仮借なき批判者であることは、周知の事柄に属する。「敵」を想定しない「人類」的全体を基盤とする国際連盟は、およそ政治的単位としての体をなさない、とカール・シュミットは考えた。彼は、政治的なものの特質を、「生きるか死ぬか」の極限状況において捉えた。「国民」を結集させて、一個の自覚ある政治的単位（politische Einheit）に仕立てるのは、常に具体的な外敵（Feind）の存在である。それゆえ、友（Freund）・敵（Feind）双方の結集の強度が、政治的単位の成立にとっての目安となる。この点、国際連盟は、そもそも地球上には敵をもたない「人類」を基盤としており、ただ戦争という抽象的な「敵」をもっているのみである。それでは（シュミットの意味での）政治が成立するはずもなく、新たな権力政治の単位が成長すれば、それにより国際連盟は早晩破壊される運命にあることになる。

「戦争に対する戦い」という矛盾を抱え込んだ平和運動も同断である。この点で興味深いのは、市井の哲学者としてのスタンスで、戦後日本の平和運動の指導者として活躍する、久野収のシュミット読解である。時代は下って、1933年。ナチスが政権を奪取した直後に、シュミットは前年に上梓したばかりの『政治的なものの概念』第2版を改訂し、俗に

7) 戦前日本の生んだ傑出した社会学者・経済学者である高田保馬が、世界経済の地盤としての世界社会を論じた書物の序文で、「過去十年あまり、日本にはヘーゲル国家論の影響があまり強気に過ぎた」という問題意識から朝永『カントの平和論』に言及し、「カントの永久平和、国際連盟に関する思想の理解は主としてこの文献に負う」ことを特筆するとともに、本文中でも詳述している事実は、朝永のカント読解が当時有していた触発力の強さを、雄弁に物語っている。参照、高田保馬『世界社会論』（中外出版、1947年）270頁以下。

8) 未公開。京都府立京都大学・歴史館所蔵。

9) 参照、佐々木「立憲非立憲」同・前掲注4）68頁以下。

10) 世界157（岩波書店、1959年）38頁以下。佐々木は「あとがき」で充分推敲できなかったと述べているし、それは事実であるとも思われるが、ふだんの手書き原稿の速記録に比べれば、よほど整理されているので、一定程度手は入っているものと推定される。

11) 参照、清宮四郎『国家における立法行為の限界』同『国家作用の理論』（有斐閣、1968年）39頁以下。

12) Vgl. C. Schmitt, Der Begriff der Politischen, in: Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik 58 (1927), S. 1ff.

13) Vgl. J. Moór, Zum ewigen Frieden, Grundriss einer Philosophie des Pazifismus und des Anarchismus, 1930.

ナチス版と呼ばれる第3版を公刊した。久野は、ナチス版を取り寄せ、欄外に書き込みをしながら、克明に読み込んでいる¹⁴⁾。戦後にシュミットが再版を許したのは1932年の第2版であり、現在は専らこれが読まれているが、ナチスの桂冠法学者に登りつめてゆくシュミットの姿に注目したのであろう、久野を含む同時代の知識人の多くが読み、かつ引用していたのは、このナチス版である。

国際連盟批判を含むすべての箇所を精読しているが、シュミットが同時代の平和運動を批判した箇所の欄外には、接続法第二式で書かれた本文が鉛筆で、こう要約されている¹⁵⁾。

「戦争反対ガ強力ナモノニナルタメニハ 現実ニ政治力ヲ持タネバナラヌ」

「ソウナルニハ 人間ヲ敵味方ニ類別スルホド強クナケレバナラナイ」

注目すべきは、戦後の久野が、それとは正反対の方向に、意識的に向かっていったことである。「ベトナムに平和を!! 市民・文化団体連合」(ベ平連)の運動のなかで、彼は「政治を目的としない自立的な小集団のもつ意味」にこだわり続け、「これらの無数の自立的な小集団が文字通り、民衆の草の根を形成するようになって、“下からの”民主主義をはじめて根をおろすだろう」¹⁶⁾と述べた。成否はさておき、国内政治と国際政治を貫通するシュミット流の権力政治の概念を内側から解体し、それに替わる——やはり国内政治と国際政治を貫通し、しかも世界市民的な永遠平和の要請をも充足する——新しい政治概念を、根源的に獲得しようとする思想の営みが、そこにはあるのだと思われる。

5

では、あえてカントの名著と同一タイトルの本を上梓した、モオルの場合にはどうか。彼の主張は、平和主義と無政府主義の同型性である。武力なき社会の理想はつまるところ無政府主義であって、透徹した平和主義は無政府主義に通ずる。他方で、無政府主義を採りたくない「温和な平和主義」は、温和な戦争主義にほかならず、平和と武力の間で自家撞着に陥る。武力の否定を至上目的とする倫理的平和主義を採らない以上、それは平和維持を特定の大国の武力に依存せざるを得なくなる。その場合の平和主

義とは、もはや当該指導国の帝国主義の美名に過ぎない。平和のために武力を必要とする立場は、それゆえ、帝国主義的平和主義と呼ぶに相応しい、と。

敗戦国ハンガリーの法哲学者モオルにとって、国際連盟であれ不戦条約であれ、それらは勝者の平和主義であり、不正義に基づくものであった。母国の歴史的版図から実に3分の2に及ぶ領土を割譲させた、屈辱的なトリアノン条約の前半部は、国際連盟規約全文の引用によって占められている。彼自身、故郷を奪われ、母校を追われ、恩師をも——条約への抗議とみられる——悲劇的な自死によって喪っていた。ハプスブルク家の復位が禁じられて空位のままのハンガリー王国において、摂政の資格で統治していたホルティ・ミクローシュが、マチャル系アメリカ人向けに行った演説を、モオルはこの文脈で引用する——“First justice, then peace!”¹⁷⁾

モオルは、そうした国際連盟や不戦条約などの法システムに賭ける法学的平和主義に対しても、倫理的平和主義に徹するのでもなければ帝国主義的平和主義に墮してしまうほかなく、独立の立場としては維持できないであろう、と批判した。これに対する反論は、まず、ハンス・ケルゼンの協力者でありジュネーブで仕事をしていた国際法学者ルドルフ・アラダール・メタルによって行われた。ウィーン学派の公法雑誌上の書評欄において、彼はモオルの『永遠平和のために』を酷評した¹⁸⁾。モオルが、もともと思い込みの激しいタイプであったのに加えて、法学的平和主義を全否定するためには「ムッソリーニの名言」——いかなる条約も永遠ではあり得ず、平和条約は永遠ではない——の引用をも辞さない論法に¹⁹⁾、たしかに問題は多かった。だが、これを「結論先取」「誤った前提に立つ誤った推論」と論駁するメタルの筆調は、いつになく激越であった。

不戦条約との調和をめざす、国際連盟規約の改正論議に対しても、当然冷淡であったモオルに対しては、やはり公法雑誌が、今度はケルゼンの最若手の弟子で『平和主義と帝国主義』を上梓したばかりのレオ・グロースを起用して²⁰⁾、モオルとの誌上対決を企画した。若手ながら、平和研究において健筆をふるい始めていたグロースは、かなり準備して対決に臨んだ形跡がある。モオルは、自説を繰り返すとともに、メタルその他の論者による批判に対する反

論に終始した²¹⁾。メタルの酷評に対して腹に据えかねた感じがよく伝わるものの、原著の読者にとっては得られるものが少ない。これに対してグロースは、モオルの想定する平和主義と無政府主義の概念が、それぞれ彼の思念や怨念の投影であって、文献的な裏付けをもたない藁人形論法であることを批判する一方、カントの「永遠平和」が「道徳の形而上学」に裏打ちされた観念であることを知らずに、「地上の平和」という宗教的・メシアニズム的な観念をそこに投影した、モオルの無理解を明るみに出す²²⁾。

それらを通じてグロースがめざすのは、まずもって、実定的な国際連盟と法学的平和主義の擁護である。それは、国際社会における抑制と均衡のメカニズムの考察であり、しかも、時間軸に沿って推移するダイナミズムを伴うものでなくてはならない。カントの『永遠平和のために』は、合法的強制力の存在を前提にしたリアルな考察が際立っていて、その道徳法則による基礎づけがオープンになっている分、むしろ法学的平和主義のテキストとして参考にされる。そこに想定される「平和の形而上学」についても、定言命法としての形式性に、グロースは強みを見出している。

日本の満洲事変がそうした規約改正論議を無期延期にしてしまったことに加え、英米留学からの帰国後はケルン大学でケルゼンの助手を務めていたグロース自身、ユダヤ人ゆえにナチス政権の成立とともに再びアメリカに向かわざるを得なくなったこともあって、この論争は立ち消えになった。第一次大戦後の平和主義レジームに潜む不正義や欺瞞を糾弾するモオルにも、学ぶべきところがあるが、実定的なシステムに働く法的メカニズムを救出するグロースの指摘は、醒めた平和論議の基盤を提供している。とりわけ抑制と均衡のメカニズムとして憲法9条を語る、という重要な視点を、そこから取り出していくことができるだろう。

6

日本国憲法9条とりわけ2項に敵意を抱く人々に目立つのは、「ひたすら土足で踏みこむような無神経でがつがつとした態度」であり、「利益と暴力によって結ばれた徒党が背後に透けて見える。これに迎合し物腰まで似てしまった自称学者の姿もある」。そのなかで「憲法9条が袋だたきに遭っている、否、かきにかかった連中に罵倒されている」状

況において²³⁾、まず必要なのは、議論の文脈を整理することであろう。異なる文脈の議論を意図的に混同させるのは、煽動的な表現の常套手段である。まずは、国家生活・国際生活・世界生活の諸局面ごとに、それぞれ9条がどのような機能をもつのかを、分析的に論ずることが重要である。すでに世界生活や国際生活には、ごく簡単に言及したので、ここでは国家生活を——つまりは9条が対内的にもつ機能につき——論ずることにしたい。

とかく国際生活の局面における、安全保障政策との兼ね合いにおいてのみ論じられる9条であるが、決定的に重要なのは、むしろ〈国家生活における自由〉の保障への貢献である。そして、カントが、彼の意味での共和制——つまりは立憲主義——が確立することの、永遠平和にとっての死活的な重要性を説いた「国家生活」の局面こそが、憲法学者の本来的な持ち場なのであって、この局面にはもっと光が当てられるべきなのである。

この点、そうした9条の正統化根拠としての平和主義について、これまでしばしば倫理的平和主義への傾斜が強かったことには、一考を要する問題がありそうである。倫理的な平和主義は、「善(bonum)」としての平和を追求する、偉大な思想的営みではあるが、そうした特定の「善」に国家がコミットしてしまえば、あらゆる「善」や「信仰」や「世界観」に対して中立的な国家を要請する立憲主義とは、衝突する可能性が出てくるからである。とりわけ、国家(政治的権力)と教会(宗教的権力)を分離する政教分離制を明示的に選択する日本国憲法にあっては(20条、89条)、倫理的な平和主義と立憲主義との二律背反が際立ってしまう。

実際には、キリスト教的平和主義をはじめ、極度に倫理性の高い平和主義こそが9条を支持する原動力になっているはずであり、他方で、平和主義を支持する「動機」について、国家の側から問うてはならない。しかし、既存の9条論が、平和の重要性を説くあまり議論が反転して、〈善としての平和〉という実質的な善の特定の形を、国民に強制する構図になっていなかったかどうか。憲法学者ゲオルク・イェリネックの名句をかりれば、平均人を想定してつくられる「法」は、そもそも「最低限度の倫理」以上を要請してはならないのであって、最大限度の倫理に対するコミットメントを、国家が国民に強要することがあってはならないのである。

14) 大阪府立中央図書館・久野収文庫所蔵。

15) Vgl. C. Schmitt, Der Begriff der Politischen, 3. Aufl., 1933, S. 19.

16) 参照、久野収「原点への反省——一粒の麦もし死なずば」潮169(潮出版社、1973年)264頁以下。

17) Vgl. J. Moór, a. a. O. (Anm.13), S. 14.

18) Vgl. R. A. Métall, Literatur: Zum ewige Frieden, Zeitschrift für öffentliches Recht 11 (1931), S. 148ff.

19) Vgl. J. Moór, a. a. O. (Anm. 13), S. 73.

20) Vgl. L. Gross, Pazifismus und Imperialismus, 1931. 純粋法学の平和主義との親和性を強調し、ヘーゲルの権力=国家とカントの法=国家とを印象的に対置させる。

21) Vgl. J. Moór, Abänderung der Völkerbundssatzung und Probleme des Pazifismus, Zeitschrift für öffentliches Recht 12 (1932), S. 666ff.

22) Vgl. L. Gross, Der logische Widerspruch im Pazifismus und die Änderung der Völkerbundssatzung, Zeitschrift für öffentliches Recht 12 (1932), S. 687ff., 695.

23) 参照、木庭顕『憲法9条へのカタバシス』(みすず書房、2018年)3頁。

それゆえ、国民の「自由」が戦後どうやって護られてきたか、という最低ラインから問題を立て直し、あらゆる——倫理的には濃淡ある——平和主義を受け止めるためのプラットフォームとして、法学的平和主義を意識的に選択した上で、以下では議論を試みたい。そもそも、国家による対外的「安全」の供給は、国際関係における相手のある話であって、国家の一方的な意思表示だけでは実現できず、国際生活における9条の法的意義は、「権限」や「責務」の観点から限定的に語られ得るに過ぎない。これに対して、国家生活における「自由」の保障は、国内法としての憲法だけで完結する問題である。「非武装平和」を掲げる倫理的平和主義の理念に比べて、随分と志の低い議論にみえるかもしれないが、戦後日本における「自由」の保障の一翼を9条が担っていたのだとすれば、それだけでも9条改憲には慎重にならざるを得ないことが理解されよう。

第1に、憲法9条（とりわけ2項）が、戦後日本の政治社会を非軍事化したことの意義は、何よりも大きい。少なく見積もっても鎌倉時代以降、800年近くにわたって、政治社会が武家や軍人に依存し続けて日本において、70年ものあいだ、軍事的なるものの毒を、政治社会から継続的に遠ざけたのは、歴史的な大事業であったことだろう。

これは、法学的な枠組みとしては、近代立憲主義国家の特質としての「政軍分離」にかかわっていることにも、注意したい。政軍分離を行わず、軍国主義と立憲主義の両立可能性の実験を行ったのが、ドイツ騎士団国に由来するプロイセン王国と、わが明治国家であったが、それぞれ立憲軍国主義は成り立たなかったというのが、少なくとも歴史的な教訓であり、立憲主義の成立にとって政軍分離は、必須の要件であることが改めて明らかになっている。

そして、9条のもたらした政軍分離と20条・89条が保障する政教分離によって、軍事色や宗教色のない無色透明の公共空間が確保され、風通しの良い公共空間のもとではじめて、公共空間と私生活の分離線が維持されるようになった。こうした文脈において、「個人の尊重」原理や「生命・自由・幸福追求権」（13条）の前提条件としての9条の役割は、重かつ大である。

第2に、政軍分離や政教分離と並んで、近代立憲主義国家の特質をなすのが、三権分立に代表される権力統制システムである。とりわけ困難な軍事力の統制に関して、抑制と均衡のメカニズムを機能させることがきわめて重要である。そうした統治機構論は、憲法解釈論の最重要部分を構成するいわば主戦場であり、政治学や運動論の観点ではなく法解釈論の立場から9条を考察する場合には、避けては通れない。

カントが永遠平和の必要条件にあげた、国内における立憲主義的な統治機構は、ここでも3つの層から成り立っている。まず表層部分には、憲法上そもそも「法的な権限があるか否か」という論点群があるが、その表層を一皮めくると、「その権限を行使する正統性がそこにあるか」という二層目の論点群に突き当たり、その下にはさらに、「権限を裏付ける財政上の根拠はあるか」という三層目の論点群が伏在している。国家権力は、常にこれら三層構造によって、統制されている。

たとえば、抑制と均衡のメカニズムの典型である三権分立制は、立法権・行政権・司法権といった権限の分立であるだけでなく、それを支える正統性の分立でもある。憲法は、行使・不行使を込みにして権限を付与するため、権限は、それを行使する理由がなければ行使されず、空文化してしまう。それゆえ、統治機構の解釈論には必ず、権限を支える理由や行使・不行使の理由、すなわち正統性論が伴っているのである。

カントが共和制の反対物として位置づけた独裁制は、権限を集中するだけでなく、正統性を一元化することによって成立する。近代国家における権力を支える最強の正統化根拠は「民意」であるから、カントは、正統性としての「民意」が特定人をめざして一元化することで発生する、民主的独裁を何よりも警戒した。それゆえ、君主政・貴族政・民主政という支配の正統性論ではなく、統治形式における立憲制（共和制）と非立憲制（独裁制）の区別を強調して、デモクラシーはデモクラシーでも立憲的なデモクラシーが必要だという論旨を、彼は念押ししたのであった。

もちろん、そうした権限の分立や正統性の分立以上に、財政面での分立がなくては、権力分立制の企図は画餅に帰してしまう。権限の具体的な行使は、何より財源の有無によって規定されるからである。三権を付与された国会・内閣・裁判所のうち、財政決定権を国会が握っていることが、議会中心の統治機構の構造をつくっている。それにもかかわらず、しばしば統治の中心が内閣に移ってしまうのは、内閣が予算を編成し、国会がそれを議決するという役割分担が、議院内閣制を下支えしているからである。

それでは、現代の日本において、軍事力の実効的なコントロールを成り立たせているメカニズムのなかで、9条はどのように働いているのだろうか。それを知るには、9条以前と9条以後を対比して考察するのが、有効である。

緊急事態条項を別にすれば、9条以前には、旧憲法の11条（「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」）と12条（「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」）が存在した。11条が、軍の策戦用兵を意味する「統帥」にかかわ

る、本来は専門技術的な作用であるのに対して、軍の編成について定める12条は、財政を抜きにしては考えられないところに特徴がある。そして、財政決定は帝国議会の権限だったので（第6章会計）、12条に明文の根拠はないが、軍の編成については当然に帝国議会の関与が認められていた。

その反対解釈として、これも11条の明文には根拠がないが、統帥作用に帝国議会の関与は認められず、実際の策戦用兵にあたる陸軍参謀本部や海軍軍令部が、統帥権者である天皇を直接輔弼する、という運用が確立していた。いわゆる統帥権の独立であり、統帥事項は議会のコントロールから独立していたのである。そして、政府の軍縮条約締結をめぐる、いわゆる統帥権干犯問題をきっかけに、統帥作用の範囲がじりじりと拡大解釈されていった結果として——旧憲法が用意した軍事力統制のメカニズムである——議会によるコントロールが完全に外されてしまい、戦前の立憲主義は、この統帥権条項を橋頭堡として、軍国主義によって内側から食い破られてしまった。

この統帥権条項に依拠した軍国主義のシステムを解体すべく、日本国憲法においては、まず天皇の権限から、統帥権と軍編制権が消去された（憲法4条「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」）。天皇から吸い上げられたこれらの権限は、憲法9条の存在のゆえに、日本の国家作用の総体から系統的に削除され、どの国家機関にも分配されることがなかった。

こうした9条以降の軍事力の統制システムのうち、第1層をなすのが、現在話題の9条2項である。「戦力」とは戦前の文言では「軍ノ編制」に関わるから、現9条2項は旧12条の後継条文であり、戦前なら帝国議会が実権を握っていた軍の編成権が、国会からも奪われた、という側面から叙述されるべき条文である。第2層は、権限の正統性——この場合は「軍編成権が与えられなかった」という消極的権限配分についての正統性——に支える、平和主義論の文脈である。第3層は、財政的統制であるが、9条2項にいう「戦力」とは何よりもまず財政的概念であって、これにより戦力に対する財政支出が禁じられたことが重要である。

けれども、国会が自衛隊法を制定した結果として、第1層において、9条2項が事実上突破されている、という現実がある。それにもかかわらず、その後も、これまでのところ軍事力が見事にコントロールされてきているのは、次の第2層と第3層とが健在であるからにはほかならない²⁴⁾。

24) 参照、石川健治「前衛への衝迫と正統からの離脱」憲法問題8（三省堂、1997年）105頁以下。

25) 参照、石川健治「真ノ立憲」と『名義ノ立憲』木村草太ほか『改憲』の論点（集英社新書、2018年）211頁以下。

第2層については、9条2項が明文上は存続していること自体や、その正統性論としての平和主義論を根拠に、国会にはそもそも自衛隊を組織する権限がなかったのではないかと、自衛隊法上の権限もこれを行使する理由がないのではないかと、という形で、自衛隊の組織としての存立への問い直しが不断に継続されてきたことが大きい。内閣法制局が、「自衛力」という新手の正統化根拠を持ち込むことで、「専守防衛」という9条2項の例外領域を憲法的に正統化してしまったが、それもまた自衛隊違憲論の存在によって不断に問い直されてきた。そのようにして、既存の組織から正統性を剥奪する作業が、軍事力のコントロール・システムのなかで、ささやかながらも一定の現実的な意味をもっていたことは、今回の安倍首相による自衛隊明記論の提案が、はしなくも証明してくれている。学説において依然として根強い自衛隊違憲論など、別にネグレクトされても仕方がないにもかかわらず、800億円をかけて憲法96条を動かして、憲法改正をしてまで除去すべきプレゼンスが、そこにはあるというのである。

なお、その際、正統性が剥奪されているのは、組織としての自衛隊やその具体的権限なのであって、個々の自衛官の存在ではないことには、注意が必要である。自衛官個人について、職業上の差別は断じてなされてはならず（憲法14条）、あくまで尊厳ある「個人」として尊重されるべきで、決して為政者の「道具」や「物」として扱われてはならない（同13条）。それどころか、内閣総理大臣の統帥権によって「道具」や「物」として扱われることから、自衛隊員の「尊厳」を護っているのは、むしろ、統帥権から正統性を剥奪する根拠としての9条2項なのである。

第3層の機能については、別の機会に述べたので²⁵⁾、ここでは立ち入らない。本稿は、その姉妹編として、むしろ第2層に力点をおき、その背景にある平和主義論の系譜について論じたのだ、と受け止めていただければ幸いである。

「民意」を背景に民主的な法律により創設・維持され、「安全保障環境の激変」という「仮言的」な要請から拡充が試みられている自衛隊から、正統性を剥奪するためには、そうした「民意」や「仮言的」な政策論議を上回る正統化根拠が必要となる。そこに、憲法的平和主義論が、カント流の「定言的」な論法に収斂してゆくべきだし、また収斂してゆかざるを得ない必然性がある。憲法9条をめぐる憲法論議が、なんとなく固定化された、特定の型をもっているように見える——佐々木惣一という「書生論」——のは、そのためであると考えられる。

「自衛隊明記」案として、ささやかれているのは、たとえば次のようなテキストである。この条文が新設されることにより、既存の軍事力統制システムに、どういふ変化が生ずるのか。本当に「現状は変わらない」のだろうか。

9条の2「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」

結論からいえば、自衛隊に明文上の根拠が与えられれば、現状を維持することはできない。自衛隊から正統性を剥奪する根拠が失われると同時に、それに伴う財政的なブレーキも外れてしまう。9条2項に基づいて成立している第2層と第3層のコントロールが失われて、国家生活の領域から、軍事力統制に関する既存の立憲的コントロールが、一挙に失われてしまうのである。そして、これに代わって挿入された「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする」とは、あの統帥権条項の復活にはかならない。

もちろん、建前上は、議院内閣制に基づく「民主的」コントロール——これを、いわゆるシヴィリアン・コントロールの一種と理解することもできる——の挿入だとされる。統帥権者としての内閣総理大臣の背後には、合議体としての内閣があり、さらに内閣を構成する国会があって、外部から監督をしている形になるからである。

しかし、「政治主導」や「スピード感」の掛け声によって——また、ここでは立ち入らないが²⁶⁾、財政システム上の必然性もあって——、権力の中心は国会から内閣へ、内閣から「官邸」へ移動しつつあるのが現状であり、安倍首相を「輔弼」しているのは、国会でも与党でも内閣でもなく、「官邸」だといわれている。「民主的コントロール」の振り子は、カントのいう「共和制」から「独裁制」に向けて、確実に振れつつあるように見える。

そうしたなか、現行9条の立憲的コントロールが外れ、それに代替する「民主的」コントロールも機能しないとなると、そこにみえる未来予想図は「いつか来た道」である。統帥権者を——今度も事実上——「輔弼」するのが、「軍部」ではなく、「官邸」であるのだとしても、軍事力統制にかかわる、実定的な抑制と均衡のメカニズムの観点からみた場合に、「自衛隊明記」案は、「現状維持」どころの騒ぎ

26) 参照、石川・前掲注25) 244頁以下。

ではない。立憲的コントロールについての代案を欠く、最悪の選択だということになるであろう。

8

カントは、『永遠平和のために』を、常備軍の漸次削減を含む「予備条項」と、先に述べた3項目の「確定条項」と、2つの「追加条項」（「秘密条項」を含む）と、それらを補う2つの「付論」によって完成させた。全巻を締めくくる第2の「付論」の主題は、「公開性（公表性 *Publizität*）」である。それは、『永遠平和のために』全巻を貫く共通のテーマとして、受け止められなくてはならない。

そこでカントは、公法の超越論的概念——経験に先立って前提されるべき概念——に従ってなされる政治と道徳の一致について、次の定言的な命題を定立する。「他の人々の権利に関係するすべての行為で、その格率が公開性と調和しないものは不正である」。およそ統治が「秘密」を欲するものだからこそ、あえて積極的に公開して国民の承認を得られる行為であれば、正義にかなっているはずであり、この形式的で（それゆえ定言的な）原理を充たしてはじめて、実質的にも国民の幸福と一致する行為であり得るのである。そして、重要なのは、そういう前提条件が失われた場合、永遠平和は担保されない、ということである。

その意味で、森友問題や防衛省の日報問題にみられる公文書の隠蔽や改竄の問題は、平和を担保する条件としての公開性（公表性）が、日本の政府には確立していないという現実を、白日のもとに晒したのであった。それは、未だ9条改憲に取り組む前提条件が成立していない、ということにほかならない。ひとつのクリシェとして、いつまでモリカケ問題をやっているのか、という声もよくきかれる。しかし、財政システムの要請である権力集中の弊害を示唆する加計問題とあわせて、モリカケ問題以上に本質的な問題が、一体どこにあるのかといわなくてはならないだろう。

とはいえ、カントはこうも述べて、『永遠平和のために』を結んでいる。——たとえ限りなく前進しながら接近するほかないとしても、そうした公開性を伴う公法を実現することが義務（石川注：法則への尊敬に基づく行為の必然性）であり、実現の希望にも根拠があるのだとすれば、真の永遠平和は、決して空虚な理念ではなく、われわれに科せられた課題である——

まずは毀損された統治システムの立て直しから、一歩ずつ先へ進んでゆくほかはない。

（いしかわ・けんじ 東京大学教授）